

「津波対策推進マニュアル検討報告書」改訂（案）論点メモ

■ 「避難場所」の考え方（P4 ほか）

- ・災害から一時的に難を逃れる緊急時の「避難場所」と、中長期にわたって被災者が生活する場所としての「避難所」を明確に分けて定義した方が良いか。
- ・「発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）」、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）」の2つのレベルの津波に対する「避難場所」の安全性についてどのように考えるべきか。

（参考：防災対策推進検討会議 最終報告）

災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所と、中長期にわたって被災者が生活する場所としての避難所を明確に峻別して市町村が指定を行うべきである

■ 用語について（P6）

報告書で用いる用語（避難ビル、避難タワー）について、津波防災地域づくりに関する法律で使用する用語に改める方が良いか。

■ 女性等の視点の活用（P6）

女性の視点の活用をどのように盛り込んでいくか。

（参考：津波避難対策検討WG 報告）

地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、これまで不十分だった女性の視点を取り入れることにも配慮するとともに、女性が地域の中で主体的に防災に関して考え、行動していく必要がある。

■ 津波シミュレーション（P7～P8）

津波浸水想定区域図の作成にあたって、過去の津波被害の記録や津波発生が想定される場合の区分を示すことが適切か。

（参考：津波防災地域づくりに関する法律）

第八条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。）を設定するものとする。

■ 避難可能距離等（P13）

地震発生直後（2分後）避難や歩行速度（1m/秒）、最長避難距離（500m程度）などについて、修正の必要があるか。

■ 津波避難施設 (P16~P17)

津波避難ビルや津波避難タワーなどのハード整備の推進のほか、高速道路等への積極的な避難について盛り込むべきか。

(参考：津波防災地域づくりに関する法律)

第五十条 都道府県知事は、浸水想定区域（推進計画区域内のものに限る。以下この項において同じ。）内に存する第二条第十項の政令で定める施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設及び津波防護施設であるものを除く。）が、当該浸水想定区域における津波による人的災害を防止し、又は軽減するために有用であると認めるときは、当該施設を指定津波防護施設として指定することができる。

■ 津波に関する統一標識 (P17~P18)

「防災のための図記号に関する調査検討委員会（H17.3）」で決定した津波に関する統一標識について、一層の普及を図るべく指針に盛り込むべきか。



【津波避難場所】



【津波避難ビル】



【津波注意】

・ H20.7 ISO化

・ H21.3 JIS化

■ 避難勧告・避難指示 (P24)

大津波警報（津波警報）が発表された場合の避難勧告・避難指示を自動的に発令することを指針に盛り込むべきか。

また、避難勧告に関連して、改正災害対策基本法で設けられた広域一時滞在の記述を盛り込むべきか。

(参考：災害対策基本法)

第 86 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災した住民（以下「被災住民」という。）の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

■ 共同訓練 (P29)

災害対策基本法に盛り込まれた共同訓練の記述を盛り込むべきか。

(参考：災害対策基本法)

第 49 条の 2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。